

一 労働組合法・団体協約法を制定し以て労働階級に希望と光明を與へ且つ労働組合運動に一定の軌範を示し運動の健全性を助長して産業紛議の最少化を計り進んで労働者が国家産業に貢献なし得るやう指導を統制すべし。

一 現行労働争議調停法を改正して一般産業にも強制調停を行ひ更に調停と和解に依る解決し得ざる事件に限り之に最終的裁断を下し以て労資の利害的闘争を嚴格に統制せしむる爲め